

新潟市徴収支援員設置要領

(設置目的)

第1条 国民健康保険料、介護保険第1号被保険者の介護保険料普通徴収分及び後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険料等」という。）の収納率向上のため、区役所区民生活課保険料係が行う徴収に係る業務を補完することを目的に、徴収支援員を配置する。

(配置)

第2条 徴収支援員は、東区役所、中央区役所、西区役所の区民生活課に各2人、北区役所、江南区役所、秋葉区役所、南区役所、西蒲区役所の区民生活課に各1人を配置する。

(身分)

第3条 徴収支援員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第4条 徴収支援員は、滞納整理や債権回収業務等の職務経験を1年以上有する者の中から選考のうえ、市長が任命する。

(職務)

第5条 徴収支援員は、次の業務を行う。

- (1) 国民健康保険料等滞納世帯の財産調査に係る書類の作成及び回答書類の整理
- (2) 国民健康保険料等滞納世帯のうち、分割納付の誓約があった世帯の納付履行状況の監視及び不履行者への催告
- (3) 国民健康保険料等滞納世帯の生活状況の調査及び居所不明となった世帯の現地調査
- (4) その他国民健康保険料等の徴収に係る業務で所属長が指示する業務

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。